政令第二百二十三号

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う金融庁関係政令の整備等に関する政令

内閣は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和三年法律第三十七号）の施行に伴い、並びに資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二百七十一条第五項（同法第二百七十二条第二項において準用する場合を含む。）及び第二百七十二条第二項並びに犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律（平成十九年法律第百三十三号）第十四条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

（船主相互保険組合法施行令の一部改正）

第一条　船主相互保険組合法施行令（昭和二十五年政令第二百七十七号）の一部を次のように改正する。

第十四条第一項第三号中「第三十条第四項及び第五項」を「第三十条第六項及び第七項」に改める。

（資産の流動化に関する法律施行令の一部改正）

第二条　資産の流動化に関する法律施行令（平成十二年政令第四百七十九号）の一部を次のように改正する。

第六十七条中「第二百七十一条第四項（法第二百七十二条第二項において準用する場合を含む。）」を「第二百七十一条第五項」に、「法第二百七十一条第一項の」を「同条第一項の」に改め、「又は法第二百七十二条第一項の承諾の決議を行う種類権利者集会」を削り、同条の表第百四条第一項及び第二項の項の前に次のように加える。

第百三条第四項	受託者	受託信託会社等
第百三条第七項	受益者	受益証券の権利者
	受託者	受託信託会社等

第六十七条の表第百四条第十二項の項中「又は」を「若しくは」に改め、同表第百四条第十三項の項中「、又は」を「、若しくは」に改める。

第六十八条の見出し中「承認」を「承諾」に改め、同条中「同条第四項」を「同条第五項」に改め、同条の表第二百六十九条第三項の項及び第二百六十九条第四項の項を次のように改める。

第二百六十九条第三項	第一項第一号の	第二百七十二条第一項の種類権利者集会の承諾を受ける
	第二百四十二条第二項	第二百五十三条において準用する第二百四十二条第二項
第二百六十九条第四項	第一項第一号	第二百七十二条第一項
	第二百四十四条第三項	第二百五十三条において準用する第二百四十四条第三項

第六十八条の表第二百七十一条第四項の項を次のように改める。

第二百七十一条第五項	資産の流動化に関する法律（以下「資産流動化法」という。）第二百六十九条第一項（第一号の場合に限る。）	資産の流動化に関する法律（以下「資産流動化法」という。）第二百七十二条第一項
		資産流動化法第二百七十一条第一項に	同条第二項において準用する資産流動化法第二百七十一条第一項に
---	---	---	---
		資産流動化法第二百七十一条第一項」	資産流動化法第二百七十二条第二項において準用する資産流動化法第二百七十一条第一項」
		元本持分	利益持分
		資産流動化法第二百六十九条第一項（第一号の場合に限る。）	資産流動化法第二百七十二条第一項
第二百七十一条第五項	受託者		受託信託会社等
	受益者		受益証券の権利者
	受託者		受託信託会社等

第六十八条の表第二百七十一条第四項において準用する信託法第百四条第一項及び第二項の項中「第二百七十一条第四項」を「第二百七十一条第五項」に改め、同項の前に次のように加える。

第二百七十一条第五項において準用する信託法第百三条第四項	受託者	受託信託会社等
第二百七十一条第五項において準用する信託法第百三条第七項	受益者	受益証券の権利者
	受託者	受託信託会社等

第六十八条の表第二百七十一条第四項において準用する信託法第百四条第七項の項及び第二百七十一条第四項において準用する信託法第百四条第八項の項中「第二百七十一条第四項」を「第二百七十一条第五項」に改め、同表第二百七十一条第四項において準用する信託法第百四条第九項の項を次のように改める。

第二百七十一条第五項において準用する信託法第百四条第九項	受託者	受託信託会社等
	受益者	特定目的信託の受益権
	受益者	受益証券の権利者

第六十八条の表第二百七十一条第四項において準用する信託法第百四条第十項の項中「第二百七十一条第四項」を「第二百七十一条第五項」に、「第百四条第十項」を「第百四条第十一項」に改め、同項の前に次のように加える。

第二百七十一条第五項において準用する信託法第百四条第十項	受託者	受託信託会社等
	受益者の	特定目的信託の受益者の

第六十八条の表第二百七十一条第四項において準用する信託法第百四条第十一項の項中「第二百七十一条第四項」を「第二百七十一条第五項」に、「第百四条第十一項」を「第百四条第十二項」に、「第二百六十九条第一項（第一号の場合に限る。）」を「第二百七十二条第一項」に、「又は」を「若しくは」に改め、同表第二百七十一条第四項において準用する信託法第百四条第十二項の項中「第二百七十一条第四項」を「第二百七十一条第五項」に、「第百四条第十二項」を「第百四条第十三項」に、「第二百七十一条第一項」を「第二百七十二条第一項において準用する資産流動化法第二百七十一条第一項」に、「第二百六十九条第一項（第一号の場合に限る。）」を「第二百七十二条第一項」に、「、又は」を「、若しくは」に改め、同表第二百七十一条第四項において準用する信託法第二百六十二条第四項の項から第二百七十一条第四項において準用する信託法第二百六十二条第四項の項までの規定中「第二百七十一条第四項」を「第二百七十一条第五項」に改める。